

## 研修用貸し出しビデオテープ等利用要領

### 第1条（目的）

この要領は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「協会」という。）が保有する会員企業向け社内研修用貸し出しビデオテープ等（以下「ビデオ・DVD」という。）の適正な利用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

### 第2条（利用者の範囲）

ビデオ・DVDは、協会会員企業の管理職、従業員等の教育研修の利用に供するものとする。ただし、利用状況に余裕があるときは、前項以外の者の利用を認めることができる。

### 第3条（利用期間）

ビデオ・DVD等の利用期間は、原則として貸出し日から7日間を限度とする。

### 第4条（貸出本数）

ビデオ・DVD等の貸し出し本数は、原則として1企業1回あたり3本を限度とする。

### 第7条（返却）

- ①利用者は、利用申込書に記載した利用期間を終了したときは、直ちに協会に返却しなければならない。
- ②返却の際、協会に送付する場合の送料は、利用者が負担する。

### 第8条（取消変更）

利用の申し込みをした者が、その利用を取り消し又は変更しようとするときは、速やかに協会に申し出た上で、協会の指示に従わなければならない。

### 第9条（利用心得）

- ①利用にあたっては、破損しないように丁寧な扱いを心掛けること。
- ②破損した場合は、速やかに協会に連絡すること。
- ③返却の際は、必ず巻き戻しておくこと。
- ④次の利用者の利用を考慮して取り扱うこと。
- ⑤その他、協会の指示に従うこと。

### 第10条（弁償）

- ①利用者が、故意又は過失によってビデオ・DVD等を破損又は紛失した場合は、速やかに協会に申し出たうえで、弁償金を支払わなければならない。
- ②弁償金額は、法定耐用年数は5年、残存価格は税込価格の10%とし、定率法により減価償却費を算出して決定する。

### 第11条（その他）

この要領に定めていない事項については、必要に応じ協会の指示に従わなければならない。

（注）営利を目的とした映写は堅くお断りします。